

令和 年 月 日

清須市長 殿

【納税義務者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

（ 市民税・県民税
固定資産税・都市計画税
軽自動車税 ） 納税通知書送付先変更（廃止）届

次のとおり承諾を得て納税通知書の送付先を変更したいので、裏面の注意事項に同意のうえ届出いたします。

上記、納税義務者に対する納税通知書送付先を次のとおり変更することを承諾します。		
現送付先	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	印
新送付先	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	印
	電話番号	
変更年月日	年	月 日

- ※ 納税義務者が死亡している場合は、納税義務者の相続人が提出してください。その場合は、相続人であることが分かる戸籍等を提示してください。
- ※ 本人が自署した場合は、押印は不要です。
- ※ 固定資産税・都市計画税、軽自動車税の場合
 - ・土地や家屋など複数所有する資産の一部のみの変更はできません。
 - ・所有権移転（売買等）に伴う送付先の変更はできません。
- ※ この届出書が提出された後に、確認のお手紙を送付する場合があります。

注意事項

- 1 送付先変更届により設定した送付先は、住民票の住所等よりも優先されるため、送付先設定後に転居等で住所が変更になった場合でも、納税通知書は、新住所ではなく、送付先変更届により設定した送付先へ発送されます。
- 2 送付先は申出がない限り廃止されません。送付先が設定されたまま転出等により納税義務者がなくなった後、新たに清須市に転入等により納税義務者となった場合には、過去に設定した送付先へ納税通知書が発送されます。
送付先を変更又は廃止される場合には、必ず税務課まで送付先変更届をご提出ください。
- 3 送付先は、個人又は法人に設定され、特定の納税通知書のみが変更されます。よくある例として、単独名義（個人）と共有名義の固定資産を所有していた場合、単独名義（個人）のみ変更され、共有名義は変更されません。共有名義もあわせて変更する場合は、別に届出が必要です。
- 4 納税義務者以外の方の住所に送付先を設定した場合でも、納税義務者が変更となることはありません。